

大口定期預金

(2020年3月13日現在)

1. 商品名	・自由金利型定期預金 [愛称「大口定期預金」]
2. 販売対象	・個人および法人(団体を含む)
3. 期間	・定型 1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年 ・期日指定型 1ヵ月超5年未満 ・預入時のお申し出により、期日指定型を除く通帳式は、自動継続(元金継続または元利継続)の取扱いができます。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1,000万円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に払い戻します。 ・受取方法はご指定口座に入金、振込または現金とします。 (ただし、お取引店以外のご指定口座に振込の場合は振込手数料が必要です。)
6. 利息 (1) 適用利率(金利) (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 金利表示方法	・預入時の適用利率(金利)を満期日まで適用します。 ・預入期間2年未満のもの 「満期一括受取型」と「中間利息受取型」があります。 ・預入期間2年以上のもの 「中間利息受取型」となります。 なお、中間利息受取型の場合の利払サイクルは、1ヵ月毎、2ヵ月毎、3ヵ月毎、6ヵ月毎、1年毎(法人(団体を含む)は6ヵ月毎と1年毎のみ)の中から選択できます。 ・中間利息は、約定利率(金利)により計算します。 ※約定利率(金利) … 前記(1)における適用利率(金利) ・付利単位を100円とした、1年を365日とする日割計算 ・単利計算 ・店頭のコピーボードに表示しています。
7. 手数料	・いたしません。

8. 付加できる特約事項	<p>個人のお客さまで、総合口座通帳にお預かりした定期預金についての特約は、以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期預金を担保として総合口座による当座貸越ができます。貸越利率は担保となる定期預金の約定利率に年0.5%を加えた利率、貸越限度額は預入残高の90%まで(ただし他のヒット等を担保とした当座貸越と合計して500万円まで)といたします。 <p>※約定利率…前記6.(1)における適用利率</p>
9. 中途解約時の取扱い	<p>この預金は、当社がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。満期日前に解約する場合には、以下の中途解約利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)により計算した利息とともに払い戻します。なお、解約日までに中間払利息が支払われている場合には、解約元金に対応する中間払利息合計額と次の預入期間に応じた利率によって計算した利息額との差額を清算のうえ支払います。</p> <p>(1) 預入日の1ヵ月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、B、Cのうち最も低い利率(小数点第4位以下は、切り捨てます。)</p> <p>(2) 預入日の1ヵ月後の応当日以後に解約する場合 次のB、Cのうちいずれか低い利率(小数点第4位以下は、切り捨てます。)</p> <p>A. 解約日における普通預金の利率 B. 約定利率×70% C. 約定利率－$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定期間}-\text{預入期間})}{\text{預入期間}}$(ただし、0%を下限とする)</p> <p>約定利率: 預入時の適用利率をいいます。 基準利率: 解約日にこの預金の元金を通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当社所定の利率をいいます。</p> <p><u>上記Cに該当した場合、約定期間や約定利率によっては、受取利息が0円になる場合があります。</u></p>
10. 利息に係る課税内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客さま…20%の源泉分離課税(国税15%、地方税5%) ※マル優ご利用の場合は非課税 ※復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。 ・法人のお客さま…総合課税 ※非課税法人の場合は非課税
11. 預金保険適用の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品は預金保険の対象です。
12. 当社が契約している指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日経過後または自動継続を停止した場合の満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・自動継続後の利率は、継続日に店頭表示する利率(金利)を適用します。 ・満期資金および中間利息のお受取をご希望の場合で、満期日等が銀行休業日のとき、お受取のご資金は「満期日および中間利払日の翌営業日以後」に払い戻しが可能となります。 ・元金は当社が保証しております。 ・預金規定等にもとづき、満期日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務(元本補填契約のない信託勘定からの債務を除きます。)と相殺する場合に限り当該相殺金額について期限が到来したものとして、相殺することができます。